

(平成24年3月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係

5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和 54 年 11 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

また、昭和 57 年 4 月から同年 10 月までの期間及び 58 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 11 月から 57 年 10 月まで
② 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、学生の際は親元を離れており、母親が実家のある市の市役所で国民年金保険料の免除を申請してくれた。

また、卒業後に、母親の知人で市役所職員か国民年金委員を務めていた人が自宅に来て、保険料の納付を求められたので、昭和 57 年 4 月から同年 6 月までの保険料を金融機関の窓口で納付し、以後、毎月保険料の納付を続けていた。

その後、アルバイトで働いていた会社が昭和 57 年 11 月に社会保険の適用事業所となり、58 年 3 月に同社を退職した 1 年後ぐらいに国民年金の再加入手続を行い、それ以降は毎月金融機関窓口で保険料を納付していたはずなので、学生であった期間の保険料が免除されていないこと、及び卒業後の期間の保険料が納付済みとされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった頃に国民年金保険料の納付を求める通知が届いたことから、申立人の母親が保険料の免除を申請したと述べているところ、申立人の所持する年金手帳に、申立人が申立期間①について被保険者資格を有していたことを示す記載は無く、申立期間①は国民年金に未加入とされている。

また、申立人の母親も、明確には記憶していないとしながらも申立人が学

生であった頃に申立人の保険料の免除を申請したと述べているが、申立人が学生であった昭和 55 年度及び 56 年度における申立人の国民年金への加入は任意であったことから、保険料の免除制度を適用することはできず、申立人及びその母親の主張は不自然である。

さらに、申立人は、昭和 58 年 3 月に会社を退職した後、1 年程度経過した頃に国民年金の加入手続を行ったと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、同記号番号払出簿から 61 年 9 月 1 日に払い出されたことが確認でき、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人は、この頃初めて国民年金の加入手続を行い、退職後の 58 年 4 月まで遡って被保険者資格を取得したものと推認できる。このため、加入手続が行われるまで、申立人は国民年金に未加入であったことになり、申立期間当時、保険料の納付を求められることは無かったと考えられる。

加えて、上記加入手続時点で申立期間②のうち昭和 59 年 7 月以降の期間は時効前であり、遡って保険料を納付することが可能であったが、申立人は、会社を退職した後に加入手続を行い、1 年分ぐらいの保険料をまとめて納付したかもしれないとしているものの、納付金額や納付方法等は覚えていないとしていることから、申立人が加入手続後に保険料を遡って納付したと推認することも困難である。

このほか、申立人は、申立期間②当時、毎月金融機関で保険料を納付しており、保険料額は当初 7,000 円ぐらいで、その後、9,000 円ぐらいになったと述べているが、申立期間②当時の保険料額は、申立人の記憶する金額よりも少額（申立期間の最初は 5,800 円程度）である上、申立人が居住していた市では、昭和 60 年度までは 3 か月ごとに保険料を徴収しており、毎月の保険料の徴収を開始したのは 61 年度以降とみられることから、申立人の主張は当時の状況と一致しない。

その上、申立人が申立期間当時に居住した市の電算記録でも、申立期間①は国民年金に未加入、申立期間②の保険料は未納とされており、オンライン記録との矛盾は無い上、申立人が申立期間①のうち昭和 57 年 3 月までの期間の保険料を免除されていたこと、申立期間①の残余の期間及び申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（承認通知書、家計簿等）も無く、ほかにこれら期間の保険料を免除されていたこと及び納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち昭和 54 年 11 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

また、昭和 57 年 4 月から同年 10 月までの期間及び 58 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月から同年3月までの国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月から同年3月まで

私は、申立期間当時、学生であったため保険料の免除を申請し、申立期間の保険料の納付を免除されていた。その後、追納すれば年金が増えるとの通知が頻繁に届いたことから、同封されていた納付書で申立期間の保険料を追納した。申立期間の保険料が免除されたままで、追納したとされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、免除された国民年金保険料を追納すれば将来の年金額が増えるとの通知書が頻繁に届いたことから、社会人1年目に申立期間の保険料を追納したと述べているところ、当時、追納勧奨状は、時効により追納の機会を逸することを防ぐため、保険料免除期間が9年目及び10年目となる期間を有する者に対して作成することとされていたことから、申立人に対し、免除承認後間もなく追納勧奨状が発行されることは無かったものと考えられるほか、未納者に対する督促状とは異なり、保険料の納付義務を免除された期間について頻繁に勧奨状が送付されたとも推認し難い。

また、申立人は、追納勧奨状に納付書が同封されていたと述べているところ、保険料の追納に当たっては、その前提として被保険者から保険料の追納を申し込む必要があるが、申立人は追納を申し出た覚えは無く、申立人の母親も、追納勧奨状を受けて市役所に電話で相談した記憶はあるとするものの、追納するか否かは申立人に任せたとしている上、オンライン記録上も、申立期間に係る保険料の追納申出があった記録や申出が承認された記録は見当たらず、申立人に対して申立期間に係る追納保険料の納付書が発行されたことはうかがえない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を追納したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を追納したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年6月から7年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月から7年1月まで

私は、退職の都度、国民年金と国民健康保険の加入手続をしており、申立期間に係る平成6年6月頃及び申立期間後の7年3月頃の退職の際も手続はしたが、しばらくの間、保険料は納付していなかった。しかし、婚姻を契機にその未納保険料の納付を決意し、婚姻前の9年1月から同年7月頃までの間に遡って全て納付した。役所の職員から加入期間の保険料を完納したとの説明も受けているので、申立期間の保険料が納付済みとされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した平成6年6月頃に国民年金の加入手続を行ったと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の同記号番号の被保険者の状況から、申立人の同記号番号は7年8月頃に払い出されたものとみられ、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人の国民年金加入手続はこの頃初めて行われたものと推認でき、申立人の主張と相違している。

また、オンライン記録上、申立人は平成7年3月16日に国民年金被保険者資格を取得したとされており、上記加入手続により同日まで遡って資格を取得したとみられるところ、申立人が所持する年金手帳でも初めて被保険者となった日は同日とされており、オンライン記録との矛盾も無い。これらのことから、申立人が申立期間について被保険者資格を有していたことはうかがえず、申立期間について保険料の納付を求められることは無かったものと考えられる。

さらに、申立人が居住する市の記録から、申立人は申立期間について国民

健康保険にも加入していなかったことが確認できることからみても、申立人が主張するように国民年金の加入手続を行ったことは推認し難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1595

第1 委員会の結論

申立人の平成 15 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 1 月

私は、会社を退職した翌月に町役場へと出向き保険料を納付した覚えがある。手帳に資格取得の日付が記されており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、会社退職の翌月に町役場に赴いた記憶があり、それが国民年金の加入手続ではないかと述べるものの、具体的な記憶は無いとしており、国民年金保険料の納付についても、役場に行った記憶があるので払ったと思うと述べるのみで、申立人の証言から申立期間に係る加入手続及び保険料の納付が行われたことをうかがい知ることができない。

また、申立人のオンライン記録から、申立期間に係る国民年金被保険者資格の得喪は、平成 19 年 2 月 26 日に行われた事務処理により追加されたものであることが確認できることから、申立人は申立期間当時、国民年金に未加入であったと考えられる上、同処理時点で、申立期間は既に時効であり、遡って保険料を納付することもできなかつたと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 11 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 11 月から 60 年 3 月まで

私は、申立期間当時は学生であり、私の国民年金の手続や保険料の納付は父親が行った。父親から、私の妹の国民年金についても私と同様に行ったと聞いている。妹は 20 歳から国民年金に加入し保険料を納付した記録があるのに、私の申立期間は国民年金に未加入とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 60 年 6 月 26 日に払い出されたことが確認でき、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人の国民年金の加入手続は、この頃初めて行われたものと推認できるほか、オンライン記録上、申立人は同年 4 月 1 日付けで被保険者資格を取得したとされ、申立期間は国民年金に未加入とされている。

また、申立人は、申立期間当時は学生であったとしていることから、申立人の申立期間に対する国民年金への加入は制度上任意であり、任意加入の対象となる期間について被保険者資格を遡って取得することはできず、加入手続後に申立期間について遡って国民年金保険料の納付を求められることも無かったものと考えられる。

さらに、申立人の父親は、申立人の妹の加入手続も申立人と同様に行い、以後は姉妹の保険料を合わせて納付したと述べているところ、i) 申立人の妹の国民年金手帳記号番号は、平成元年 2 月末頃に払い出されたものとみられることから、その妹の加入手続は 20 歳到達から約 2 年経過した後に行われたものと推認でき、この際に 20 歳到達時まで遡って被保険者資格を取得したものとみられること、ii) 申立人の妹が 20 歳に到達した年度及び翌年度に係る保険料は、元年 3 月に遡って一括納付されたことが、その妹のオン

ライン記録から確認でき、前述のその妹の加入手続時期との矛盾も無いことから、申立人の父親が述べるように申立人の妹の国民年金の加入手続及び保険料の納付が行われたことは確認できず、その妹が 20 歳到達時から被保険者資格を取得していることをもって、申立人も申立期間について国民年金に加入していたものとは推認し難い。

加えて、申立人の居住する市の被保険者名簿でも申立人の新規被保険者資格取得日は昭和 60 年 4 月 1 日とされており、申立期間について国民年金に加入していたことはうかがえず、オンライン記録との齟齬も無い上、申立人の父親が申立人の申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。